

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所写真撮影等取扱要綱

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(総則)

第1条 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所（以下「研究所」という。）の保管に係る埋蔵文化財及びこれに準じる資料（以下「埋蔵文化財等」という。）の写真撮影等の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱において「写真撮影等」とは、埋蔵文化財等の写真撮影、映画撮影若しくはテレビジョン撮影又は模写等（以下「撮影等」という。）及び写真原板（画像データを含む。以下同じ。）の使用をいう。

(申請)

第2条 写真撮影等を希望する者は、写真撮影等許可申請書（様式第1号）を提出して研究所の許可を受けなければならない。

(許可)

第3条 写真撮影等の許可を与える場合は、写真撮影等許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 許可にあたり必要に応じ許可の条件を付すことがある。

(許可の基準及び取消し)

第4条 次に掲げる場合は、写真撮影等の許可はしない。

(1) 撮影等

ア 撮影等により埋蔵文化財等の保存に悪影響が生じると認められる場合

イ 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認められる場合

ウ 撮影等により研究所の事務処理に支障が生じると認められる場合

エ 埋蔵文化財等のうち他に所有者又は著作権者があるものについて事前に当該所有者又は著作権者の書面による同意を得ていない場合

オ 研究所所蔵の写真原板の使用により目的を達することができるかと明らかに認められる場合

カ その他撮影等を許可することが適当でないと認められる場合

(2) 写真原板の使用

ア 好ましくない用途に供するため写真原板の使用が行われると認められる場合

イ 写真原板の使用により研究所の事務処理に支障が生じると認められる場合

ウ 他に所有者若しくは著作権者がある埋蔵文化財等に係る写真原板又は他に著作権者がある写真原板について事前に当該所有者又は著作権者の書面による同意を得ていない場合

エ その他写真原板の使用を許可することが適当でないと認められる場合

2 写真撮影等の許可後において前条第2項により付した条件に違反する行為があった場合又は前項各号に該当することが判明した場合、許可を取り消すことがある。この場合においては、既納の料金は、返還しない。

(写真等の提供)

第5条 写真撮影等を許可した場合は、当該許可を受けた者（以下「許可者」という。）に当該許可に係る撮影等を実施させ、又は写真等（ポジフィルム及び画像データをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

2 当該提供に係る送料等は、許可者が負担するものとする。

(料金)

第6条 写真撮影等を許可した場合は、別表に掲げる料金を徴収する。

2 次の各号に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず料金を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(2) 国又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の普及に特に役立つと認められる用途に供することを目的とする場合

(3) 私立の学校又は社団法人若しくは財団法人の教育又は研究に供することを目的とする場合

(4) もっぱら学術研究の用途に供することを目的とする場合

(5) もっぱら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合

(6) 文化庁、京都府、京都市又は研究所が監修する事業の用途に供することを目的とする場合

(7) その他免除すべき特別の事情がある場合

3 次に掲げる場合は、第1項の規定にかかわらず料金を5割減額することができる。

(1) 教育、学術又は文化に係る事業を行う法人その他の団体が行う当該事業の用途に供することを目的とする場合（前項に該当する場合を除く。）

(2) 文化庁、京都府、京都市又は研究所が後援し、又は協賛する事業の用途に供することを目的とする場合

(3) その他減額すべき特別の事情がある場合

(料金の納付)

第7条 写真撮影等を許可した場合において、当該許可に係る料金を徴収するときは、写真撮影等請求書（様式第3号）を許可者に交付し、納付させるものとする。

(写真等の処分)

第8条 当該許可に係る写真等の利用が終了したときは、許可者は、直ちに写真等を処分するものとする。

附 則

この要綱は昭和53年5月1日から施行する。

この要綱は平成14年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所写真撮影等料金

1 撮影等

区分	料金	備考
撮影・模写等	1点につき 5,000円	小型品の1組は1点として数える。
写場使用料	半日単位 5,000円	

2 写真原板（画像データを含む。）の使用

区分	料金	備考
原板 4×5 in/120 カラーポジ	1点につき 6,000円	
原板 35mm カラーポジ	1点につき 4,000円	
画像データ	1点につき 4,000円	
別途転載の場合	1点につき 4,000円	

注 1 上記料金には消費税及び地方消費税は、含まれていない。

2 上記に掲げる区分以外のものについては、そのつど定めることとする。